

特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年4月15日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第42号

特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則の一部を改正する規則

特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則（平成7年香川県規則第85号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(競争入札参加者の資格に関する審査等)</p> <p>第3条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 <u>契約担当者は、第1項の規定による審査の結果、一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格がないと認めた者から請求があったときは、当該資格がないと認めた理由を書面により通知しなければならない。</u></p>	<p>(競争入札参加者の資格に関する審査等)</p> <p>第3条 略</p> <p>2・3 略</p>
<p>(競争入札参加者の資格に関する公示)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>4 <u>一般競争入札参加資格又は指名競争入札参加資格に関する文書入手するための手段</u></p>	<p>(競争入札参加者の資格に関する公示)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 知事は、前項の規定による公示において、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p>
<p>(一般競争入札の公告)</p> <p>第6条 契約担当者が特定調達契約につき一般競争入札により契約を締結しようとする場合における会計規則第166条の規定の適用については、同条第1項中「10日前まで」とあるのは「少なくとも40日前（一連の調達契約のうち最初の契約以外の契約に係る一般競争入札であって、<u>最初の契約に係る入札の公告において最初の契約以外の契約に係る入札の公告を少なくとも24日前に行う旨を定めたもの</u>については、24日前）」と、「次に掲げる事項を」とあるのは「次の各号（第5号を除く。）に掲げる事項を香川県報により」と、「5日」とあるのは「10日」と、同条第2項中「同項各号」とあるのは「同項各号（第5号を除く。）」と読み替えるものとする。</p>	<p>(一般競争入札の公告)</p> <p>第6条 契約担当者が特定調達契約につき一般競争入札により契約を締結しようとする場合における会計規則第166条の規定の適用については、同条第1項中「10日前まで」とあるのは「少なくとも40日前（一連の調達契約のうち最初の契約以外の契約に係る一般競争入札については、24日前）」と、「次に掲げる事項を」とあるのは「次の各号（第5号を除く。）に掲げる事項を香川県報により」と、「5日」とあるのは「10日」と、同条第2項中「同項各号」とあるのは「同項各号（第5号を除く。）」と読み替えるものとする。</p>

(一般競争入札について公告する事項)

第7条 略

(1) 略

(2) 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する
時期及び場所

(3)～(6) 略

2 略

(指名競争入札の通知)

第10条 契約担当者は、特定調達契約につき指名競争入札により契約を締結しようとするときは、会計規則第182条の規定にかかわらず、会計規則第181条の規定により指名した入札者に対し、前条第1項の規定による公示(以下「指名競争入札の公示」という。)の日において、会計規則第166条第1項各号(第5号及び第8号を除く。)に掲げる事項及び同条第2項に規定する事項のほか、次に掲げる事項についても、書面により通知しなければならない。

(1) 一連の調達契約にあっては、第7条第1項第1号に掲げる事項

(2) 第7条第1項第6号に掲げる事項

(入札説明書の交付)

第13条 略

(1) 第7条第1項又は第9条第2項の規定により公告し、又は公示するものとされている事項(第7条第1項第3号に掲げる事項を除く。)

(2)・(3) 略

(4) 会計規則第168条第2項に規定する電子入札システムにより入札をさせる場合には、当該電子入札システムに関する事項

(5) 略

(一般競争入札について公告する事項)

第7条 契約担当者は、前条の規定により読み替えられた会計規則第166条の規定による公告(以下「一般競争入札の公告」という。)をするときは、同条第1項各号(第5号を除く。)に掲げる事項及び同条第2項に規定する事項のほか、次に掲げる事項についても、公告しなければならない。

(1) 略

(2)～(5) 略

2 略

(指名競争入札の通知)

第10条 契約担当者は、特定調達契約につき指名競争入札により契約を締結しようとするときは、会計規則第182条の規定にかかわらず、会計規則第181条の規定により指名した入札者に対し、前条第1項の規定による公示(以下「指名競争入札の公示」という。)の日において、会計規則第166条第1項各号(第5号及び第8号を除く。)に掲げる事項及び同条第2項に規定する事項を書面により通知しなければならない。

(入札説明書の交付)

第13条 契約担当者は、特定調達契約につき一般競争入札又は指名競争入札により契約を締結しようとするときは、これらの競争入札に参加しようとする者に対し、その者の申請により、次に掲げる事項について説明する文書を交付するものとする。

(1) 第7条第1項又は第9条第2項の規定により公告し、又は公示するものとされている事項(第7条第1項第2号に掲げる事項を除く。)

(2)・(3) 略

(4) 略

- 1 この規則は、平成26年4月16日から施行する。
- 2 改正後の特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則の規定は、この規則の施行の日前において行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以後に締結されるものについては、適用しない。